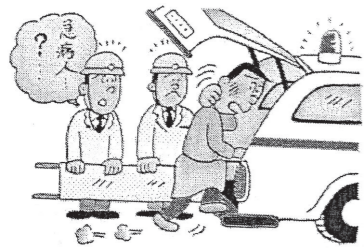


下諏訪消防署
からのお知らせ

救急車の正しい利用 考えてください!

●命にかかわるお願いです●



本当に救急車が必要ですか?

救急出動件数は、年々増加しています。その中で、緊急性がないのに出動を要請するケースも増え、本当に緊急性のある傷病者への対応に支障が出かねない状況です。

このため下諏訪消防署では適正な救急車の利用を呼びかけています。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

生命の危険がある
傷病者が救急車を
待っています!

夜間や休日などに診察してくれる 救急病院を知っていますか?

休日の救急当番医は新聞朝刊に、また町のホームページにも掲載されています。

●休日・夜間緊急医療案内 ☎28-0119

下諏訪消防署

●諏訪地区小児夜間急病センター ☎54-4699

診療日時：毎日 午後7時～午後9時
診療科目：小児科（概ね15歳以下。ケガは除く）

●長野県小児救急電話相談

(<http://www.pref.nagano.jp/eisei/imu/8000/8000.htm>)

プッシュ回線・携帯電話は、#8000

※アナログ回線・IP電話 ☎0263-72-2000

相談日時：毎日 午後7時～午後11時

●休日・夜間緊急医療案内

長野医療情報Net ☎0120-890-422

(<http://www.qq.pref.nagano.jp/qq/men/qqtpmenuit.aspx>)

救急車の適正利用に ご協力をお願いします。

下諏訪町の救急出動件数は、平成十一年では五百九十八件でしたが、平成二十一年には八百二十二件と十年前に比べ約二百件増加（一・四倍）しています。

近年、単なる酒酔いや突き指、打撲や切り傷など明らかに緊急性が低いと思われる救急要請も増加傾向にあります。またタクシーなど交通機関代わりに利用するケースや、夜間・休日等に診てもらえる病院が分からないから呼ぶなど、不適正なケースも見受けられます。

不適正な救急車の利用は、本当に必要としている人に対して、適切な救命処置等が遅れて、救える命が救えなくなる心配があります。

救急車の正しい利用について、今一度考えてみてください。

諏訪地域には次の民間の救急車(患者等搬送事業者)があることをご存じですか? 救急車(119番)を利用するほどの「緊急」ではない「入院や通院・転院」などに広く利用することができ、応急手当ができる有資格者が乗っています。(有料)

事業所名	住所	電話番号
アルピコタクシー岡谷(株)	岡谷市本町1-1-15	☎21-1181
諏訪交通(株)	諏訪市四賀103-6	☎52-1190

消費生活センターから

●消費生活センターおかや ☎23-8260

ライターを使った子どもの火遊びによる

事故が多発しています!



▽ライターの火遊びによる火災を防ぐには、
周囲の大人の注意が欠かせません!

子どもの火遊びによる火災のうち、ライターが原因のものは半数以上にのぼります。これを受けて、子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施したライターでないと販売できない規制の導入も進んでいます。しかし、一番の解決策は「子どもにライターを触らせないこと」です。

ご家庭でのライターの取扱や保管にはご注意ください。



- ◆子どもの手の届かないところにおきましょう!
- ◆子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう!
- ◆不要なライターはきちんと捨てましょう!

〈ライターの火遊びによる火災の例〉

- 車内にあったライターで子どもが火遊びをし、座席に火がついて火傷を負い死亡した。
- テーブルの上に置き忘れたライターを子どもがいたずらし、カーテンに着火して火災になった。
- 土手に落ちていたライターで子どもが遊んでいて周囲の枯れ草に燃え移り火災になった。

税務課からのお知らせ

所得税の還付申告はお早めに!

— 税務署では1月4日から受け付けます —



平成22年分の確定申告の受付は、2月16日(水)から受付が始まりますが、所得税の還付を受ける方(年内に退職され年末調整を受けられなかった方、給与・年金収入の方で医療費控除を受ける方など)の申告は、税務署では1月4日(火)から受付が始まりますので、早めに受けられることをお勧めします。なお、町税務課では2月14日(月)・15日(火)の2日間は、還付申告の方のみを対象に申告を受付し、2月16日(水)からは、所得税の確定申告・住民税申告と共に受付いたします。

還付申告とは

所得税の還付申告は どのような場合にできるの?

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときは、還付申告することによって納め過ぎの税金が還付になります。還付申告ができるのは翌年1月1日から5年間です。

○サラリーマンの場合(主なもの)

- ①年の途中で退職し、年末調整をせず源泉徴収税額を納め過ぎているとき。
 - ②一定の要件のマイホームの取得などで住宅ローンがあるとき。
 - ③多額の医療費を支出したとき。
 - ④特定の寄付をしたとき。
 - ⑤配当所得があり配当控除を受けるとき
 - ⑥災害や盗難など資産に損害を受けたとき。
 - ⑦特定支出控除の適用を受けるとき。
- サラリーマン以外の場合(主なもの)
- ①総合課税の配当所得や原稿料などがあ
 - ②所得が公的年金等の雑所得のみの方
 - ③年途中で退職した後就職しなかった方
 - ④退職所得がある方で、一定の要件に該当する方。

○住宅借入金等特別税額控除について

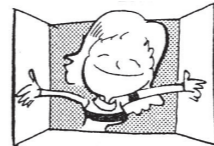
↳町県民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、平成23年度の町・県民税(住民税)の所得割から控除できます。平成21年度まで、この控除を受けるには「市町村」への申告が必要でしたが、22年度からは原則「申告不要」となりました。ただし、22年に入居された方は、22年分が初年度のため年末調整で住宅ローン控除は受けられませんので、所得税の確定申告書を「税務署」へ提出してください。

※町・県民税の住宅ローン控除申告書の町への提出は不要です。

適用拡大に!

従前の平成11年から18年までの入居者に加えて、新たに平成21年から25年までの入居者も対象となります。



家屋を取り壊したときは届出を!

平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に、家屋の取り壊しをした場合は必ず届出をお願いします。ただし、法務局で滅失の登記を済ませた場合は必要ありません。届出がされないと23年度も引き続き固定資産税・都市計画税が課税されてしまいますのでご注意ください。

○届出期限 平成23年2月28日(月)
○問い合わせ先 税務課 資産税係 内線124・125

※所得税に関する届出書の様式は、国税庁のホームページからダウンロードできます。

◆国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>
※問い合わせ先 諏訪税務署 ☎57-5211

町税務課 町民税係 内線 121~123

事業所へお願い 給与支払報告書(総括表)等の提出について

町税務課では、平成22年中に給与の支払いを行っている事業所に対して、総括表・区分け用紙・作成の注意事項を送付しております。報告書を提出していただく際には、総括表を一番先頭に徴収区分ごとに区分け用紙を入れて束ね、1月31日(月)までに提出いただきますようご協力をお願いします。

区分け用紙の種類

- 特別徴収 → ブルーの用紙
- 普通徴収 → ピンクの用紙
- 専従給与 → イエローの用紙